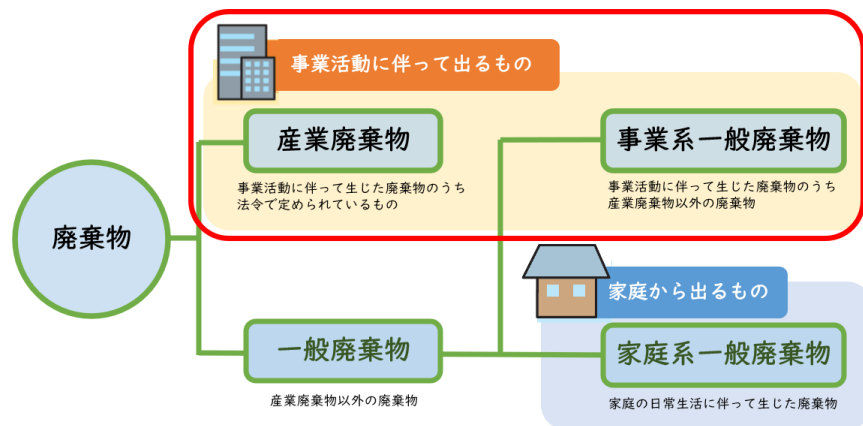


事業所から出る廃棄物の適正処理について

産業廃棄物と一般廃棄物の違いについて（事業所から出るごみは産業廃棄物と一般廃棄物のどちらになるの？）



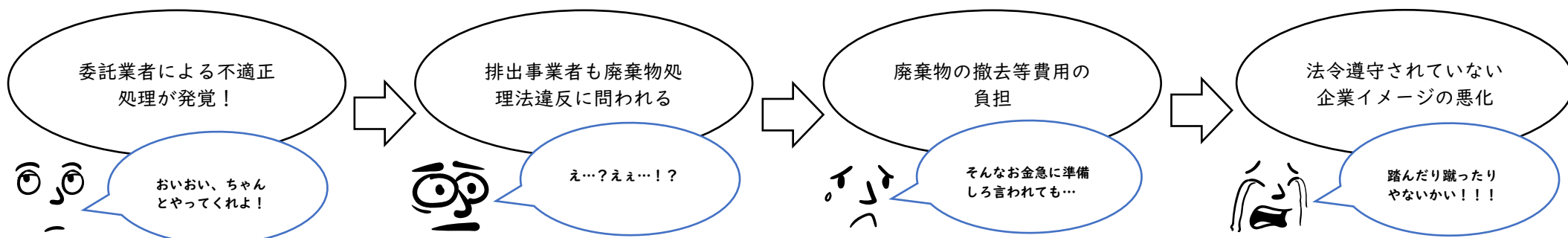
ごみの種類		処理先
産業廃棄物 法令で定められているもの	廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ゴムくず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、産業廃棄物を処分するために処理したもの	産業廃棄物処理業者
	下記①～⑦のものは、業種により産業廃棄物（カッコ内が指定業種）となりますが、指定業種以外の飲食店、小売店、オフィスなどから出る場合、事業系一般廃棄物となります。	
① 紙くず（建設業、出版業、新聞業、製本業、印刷物加工業、パルプ製造業など） ② 木くず（建設業、木材木製品製造業、輸入材木の卸売業など）※ 木製パレットは業種の指定なし ③ 繊維くず（建設業、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など） ④ 動植物性残さ（食料品・医薬品・香料製造業）、⑤ 動物系固形不要物（と畜場、食鳥処理場） ⑥ 動物のふん尿（畜産農業）、⑦ 動物の死体（畜産農業）		

◎ 上記20品目が産業廃棄物とされ、これ以外が一般廃棄物となります。



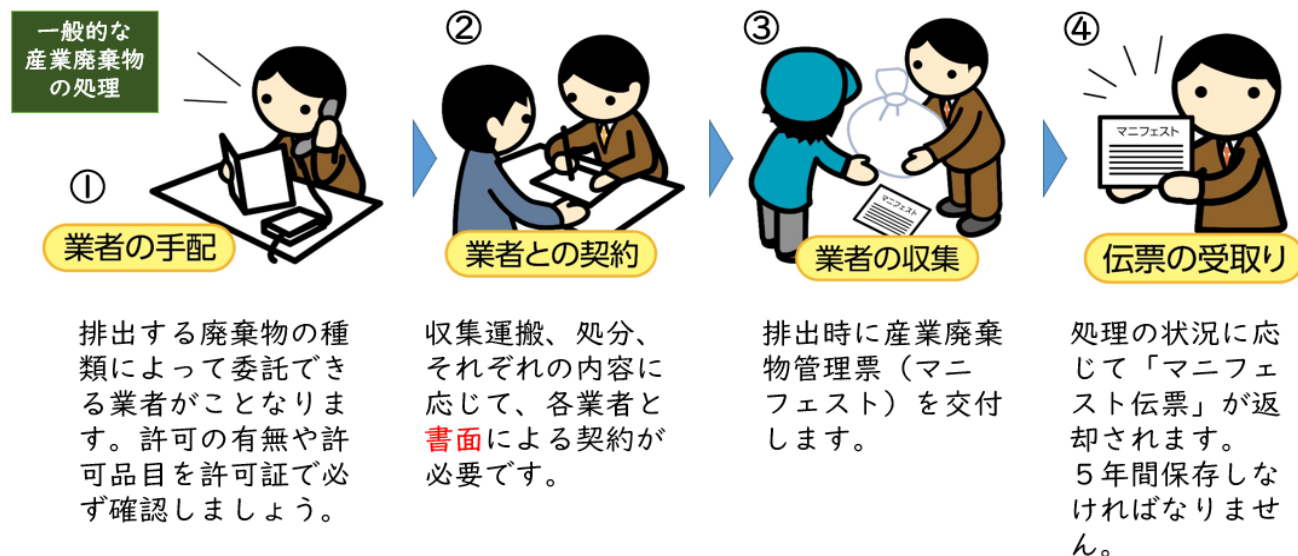
介護や福祉サービス事業所から排出されるごみは、「産業廃棄物」または「事業系一般廃棄物」になります。したがって、家庭から出るごみとは異なる処理をする必要があります。例えば、産業廃棄物を処理する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の作成が必要になったり、市のクリーンセンターに持ち込んで処分できないといったルールがあるので、注意が必要です。

排出事業者のリスク（委託した業者に全部任せているので私たちはよく分かりません、は許されません！）



業者に委託している場合でも、契約内容やごみの保管方法など様々な基準を満たすことが必要です。また、委託した業者が不適正な処理を行ったり、必要な許可を持っていなかったりすると、処理業者だけでなく、排出事業者も責任を問われることがあります。

産業廃棄物の適正な処理の流れについて（まずは許可業者に相談してみよう！）



産業廃棄物処理業者情報

松山市 HP

（産業廃棄物処理業者の許可情報）



一般廃棄物処理業者情報

松山市 HP

（一般廃棄物収集運搬業者の許可情報）



 **産業廃棄物と一般廃棄物の処理は別々の許可が必要になります。**例えば、一般廃棄物の収集運搬は許可を持っていても、産業廃棄物の収集運搬の許可は持っていないということがあります。依頼する業者が必要な許可を持っているかを事前に確認しましょう。

事業者用ごみ分別はやわかり帳をご活用ください。

松山市HPトップページ > 暮らしの情報 > ごみ・リサイクル > ごみの出し方・分け方 > ごみ分別はやわかり帳【事業者用】

（下記のQRコードからダウンロードもできます）

より具体的な処理の流れについてや、事業者用のごみ分別辞典など記載しています。不明な点があっても、こちらを読めば大抵のことは解決しますので、ぜひお困りの際にご活用ください!!!



（お問い合わせ）

〒791-8571 松山市二番町4丁目7-2
松山市 環境部 廃棄物対策課
TEL: 089-948-6959 FAX: 089-934-1928
mail: sanpai@city.matsuyama.ehime.jp